

「公立小・中学校の適正規模について（指針）」の策定について

急激な少子化のなかで、県内小・中学校の過半数以上が国の定める標準学級を下回る小規模校となっており、市町村において学校規模の適正化に向けた取組が大きな課題となっている。

児童生徒数の減少傾向が予想される中で、市町村では、その取組に着手しているところもある。また、小・中学校の適正規模についての県としての基準を示してほしいとの要望もあることから、市町村が地域の実情を考慮して、子どもたちにとってより良い教育環境の整備を図るため、適正配置を進める場合の考え方について指針として策定した。

1 小・中学校の適正規模の基準

- ・ 小学校：クラス替え可能な 12 学級以上
- ・ 中学校：クラス替え可能で主要 5 教科に複数教員が配置可能な 9 学級以上

2 適正配置を進めるにあたっての考え方

上記の適正規模の基準を下回る学校について、地域の実情や児童生徒の推移等を勘案し、児童生徒の教育環境の改善に向けて幅広い観点から、市町村内の小・中学校の適正配置を図る必要がある。

3 適正配置に際して留意すべき事項

- ・ 保護者等と一体となって新たな学校での教育について十分な議論
- ・ 遠距離通学等の影響に関する保護者等の不安解消
- ・ 適正配置が困難な学校は、小中一貫等の新たな教育環境の改善
- ・ 児童生徒の教育環境の変化に対応するための事前の交流活動や統合後のケア 等

4 適正配置に取り組む市町村教育委員会への支援

- ・ 市町村への他県及び本県における取組状況等の情報提供や適切な助言
- ・ その他の市町村が必要とする具体の支援措置の検討